

イ. 恩給に係る退職給付引当金

恩給に係る引当金については、将来給付見込額を受給者見込数、改訂率見込、割引率を用いて算出し計上している。

ウ. 整理資源に係る退職給付引当金

国家公務員共済年金のうち整理資源に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

エ. 遺族補償年金に係る引当金

遺族補償年金に係る引当金については、支給率×平均給与×割引率を乗じて算出し計上している。

(5) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

従来、「公的年金預り金」については、財政再計算における各年度末の所要積立金に相当する額を負債計上していたが、財政検証における財政見通し上の積立金の額については、少なくとも5年に1回、実績を踏まえた見直しが行われること等を勘案し、将来の年金給付財源に充てるために保有しているものとして明確である資産から、未払金相当額を控除した金額を負債計上する方法へ変更した。

併せて、従来、公的年金預り金の毎年度の変動額については、業務費用計算書において「公的年金預り金増加額」として計上していたが、変更後の考え方の下で、その変動額を業務実施に伴い発生する費用と考えることは適当ではないことから、資産・負債差額増減計算書において「公的年金預り金の変動に伴う増減」として計上する方法へ変更した。

また、本会計処理の変更に合わせ、公的年金に係る未収保険料、未収国庫負担金、他会計繰入未収金及び他会計繰入未済金を貸借対照表に計上又は未払金から独立掲記することとした。なお、未収国庫負担金、他会計繰入未収金及び他会計繰入未済金は一般会計及び厚生労働省所管特別会計の間の債権債務であり、省庁別財務書類上相殺消去される。

この変更により前年度の財務書類に与える影響は以下の通りである。

貸借対照表において、未収保険料が 366,600 百万円増加し、未払金が 2,365,713 百万円減少し、公的年金預り金が 5,680,953 百万円増加している。

資産・負債差額増減計算書において、本年度末資産・負債差額が 2,948,640 百万円減少している。また、業務費用計算書において、業務費用合計が 1,327,383 百万円減少している。

<表示方法の変更>

① 業務費用計算書

従来、年金資金運用基金への交付金は委託費に含めて計上していたが、その金額的重要性が高まったことにより当年度より「年金資金運用基金への交付金」として独立掲記することとしている。

この変更により、前年度の業務費用計算書において、委託費が 50,347 百万円減少するとともに年金資金運用基金への交付金が同額増加している。

② 区分別収支計算書

従来、年金資金運用基金への交付金は委託費に含めて計上していたが、その金額的重要性が高まったことにより当年度より「年金資金運用基金への交付金」として独立掲記することとしている。

この変更により、前年度の収支計算書において、委託費が 50,347 百万円減少するとともに年金資金運用基金への交付金が同額増加している。

3. 偶発債務

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの（平成 17 年度末現在）

（単位：百万円）

訴訟の略称	事件番号	請求金額	訴訟の概要
中国残留孤児集団訴訟	札幌地裁平成 15 年(ワ)第 2636 号	71,775	帰国・定住施策等の不作為（中国残留邦人等）として損害賠償を請求したもの。（衆議院、法務省、外務省、文部科学省、文化庁及び国土交通省と共同。）
	外 45 件		
HCV 訴訟	東京地裁平成 14 年(ワ)第 22773 号	5,544	出産時の止血目的などに使用された血液製剤により C 型肝炎ウイルスに感染したとして損害賠償を請求したもの。
	外 22 件		
合祀絶止・遺骨返還・損害賠償等請求事件	東京地裁平成 13 年(ワ)第 13581 号	2,472	靖国神社への合祀により、民族的人格権が侵害され、損害賠償、合祀絶止請求権が発生するとして、靖国神社の合祀絶止を請求している。その他、法的根拠なく徴兵、軍属労働等をさせられ、またこのために死亡、傷害を受けたことによる人格権の侵害等の理由により損害賠償及び謝罪広告を請求したもの。
	東京地裁平成 15 年(ワ)第 13244 号	1,723	
トンネルじん肺根絶損害賠償請求事件	熊本地裁平成 15 年(ワ)第 915 号、第 1215 号	514	トンネル建設工事で粉じん作業に従事した労働者が、じん肺に罹患した責任は国にあるとして損害賠償を請求したもの。18.7.13 敗訴。福岡高裁へ控訴済み。（国土交通省、農林水産省、防衛施設庁と共同。ゼネコンと原告全てとの和解成立。）
	仙台地裁平成 15 年(ワ)第 476 号	455	トンネル建設工事で粉じん作業に従事した労働者が、じん肺に罹患した責任は国にあるとして損害賠償を請求したもの。18.10.12 敗訴。仙台高裁へ控訴済み。（国土交通省、農林水産省、防衛施設庁と共同。ゼネコンと原告全てとの和解成立。）
	金沢地裁平成 15 年(ワ)第 542 号	330	トンネル建設工事で粉じん作業に従事した労働者が、じん肺に罹患した責任は国にあるとして損害賠償を請求したもの。（国土交通省、農林水産省と共同。ゼネコンと原告全てとの和解成立。）
	新潟地裁平成 15 年(ワ)第 274 号	283	トンネル建設工事で粉じん作業に従事した労働者が、じん肺に罹患した責任は国にあるとして損害賠償を請求したもの。（国土交通省、農林水産省と共同。ゼネコンと原告一部との和解成立。）
	札幌地裁平成 15 年(ワ)第 510 号	168	トンネル建設工事で粉じん作業に従事した労働者が、じん肺に罹患した責任は国にあるとして損害賠償を請求したもの。（国土交通省、農林水産省、防衛施設庁と共同。ゼネコンと原告全てとの和解成立。）